

国内外における食品中に含まれる化学物質のリスク評価の状況

物質名	国際機関等の動向	その他(各国の対応等)
<p>1. アクリルアミド (Acrylamide)</p> <p>(主な用途)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙力増強剤 ・ 合成繊維 ・ 排水中等の沈殿物凝集剤 ・ 土壌改良剤 ・ 接着剤 ・ 塗料 	<p>< 現状 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ FAO /WHO: <i>H14.6</i> FAO/WHO 食品中のアクリルアミドに関する専門家会議(現状レビュー) 食品中のアクリルアミドに関する国際ネットワーク設置 ➤ Codex/CCFAC(食品添加物・汚染物質部会): <i>H16.3</i> 36th 会合(JECFA への委任事項を決定) <p>< 今後 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ JECFA(FAO/WHO 合同食品添加物専門家会合): <i>H17.2</i> 64th 会合(検討予定。現在、データコール中)。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ スウェーデン <i>H14.4</i> 炭水化物を多く含む食品を高温で調理することにより、発がん性が懸念される化学物質である「アクリルアミド」が食品中に生成されることを発表 ➤ EU: <i>H14.6</i> 食品科学委員会(アクリルアミドに関する食品科学委員会の見解) アクリルアミド情報データベース設置 ➤ 厚生労働省: <i>H14.10</i> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会(対応策定等) ➤ 米国 FDA: <i>H16.3</i> アクリルアミド行動計画策定
<p>2. トランス脂肪酸 (Trans fat)</p>	<p>< 現状・今後 ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 米国食品医薬品庁(FDA): 2006 年から加工食品のトランス脂肪酸量の表示義務化。
<p>3. 妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への健康影響 (Fetal alcohol syndrome)</p>	<p>< 現状・今後 ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 米国疫病管理予防センター(CDC):HP で胎児性アルコール症候群(FAS)の情報提供 ➤ カナダ保健省(Health Canada):HP でFASの情報提供